

当部への申請・相談について

- 関東東北産業保安監督部電力安全課では行政サービスのデジタル化の促進のため、保安ネット（電子）を標準的な申請方法としています。
- 管轄エリア（関東管内：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東））
- 上記以外に所在する事業場の係る手続きの管轄は[こちら](#)

申請方法について①

- 保安ネット対象手続 → 原則として保安ネットで申請
【保安ネット対象手続き】

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 事業用電気工作物の保安規程の届出 | 主任技術者免状の交付を受けていない者の選任許可申請 |
| 保安管理業務外部委託承認申請 | 発電所出力変更の届出 |
| 主任技術者の選任/解任届出 | 自家用電気工作物の廃止報告 |
| 主任技術者の兼任承認申請 | ばい煙発生施設の廃止報告 |
| 【小規模】基礎情報の届出/変更/廃止 | 【小規模】使用前自己確認結果の届出 |

- 保安ネットによる手続は以下のページを参照してください。

【自家用電気工作物電子届出・申請/手続き様式】

https://www.safety-kanto.meti.go.jp/electric/jikayou/e_youshiki.html

- 保安ネットが対象としていない手続 → 郵送で申請
(次ページ参照)

申請方法について②

【書類の郵送先と方法】

• 各種書類の郵送先

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1 合同庁舎 1 号館 1 1 階

経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課

各担当係※あて

※自家用係・発電係・技術係・安全推進係を記載下さい。

電話やメールによる郵送物の到達確認については回答いたしかねます。郵送物の到達確認が必要な場合は、追跡サービスのある書留・レターパック等をご利用ください。

- 提出に必要な部数は **1 部** です。
- 受領印が必要な場合は **控え** を 1 部同封してください。
- 受領印を押さないものは控えとして同封しないでください。
例：保安規程、外部委託承認申請書の契約書、その他説明資料等
- **控えを入れた場合、返信用封筒（返信先記入、切手貼付、レターパック可）を同封してください。**

<！！注意喚起！！>

◆10月1日(火)から郵便料金が値上がります！
手続書類(届出書、申請書)を郵便でご提出の際は、
・発送時の封筒
・同封の「控え返信用封筒」
それぞれ切手の料金不足にご注意ください。
https://www.post.japanpost.jp/service/2024fee_change/index.html

申請方法について③

- 以下の申請は来庁にて申請してください。（次ページ参照）

【来庁対象手続】

| | |
|---------------------------|-------------------|
| 需要設備の工事計画届出 (新設) | 電気事故詳報(需要設備に限る。)※ |
| 太陽電池発電所の工事計画届出 (新設・変更) | |

※様式に必要事項を記入後、[事故担当窓口](#)までご連絡ください。

相談方法について①

- 相談・質問、来庁希望は、以下のメールアドレスまでお問い合わせください。
 - 需要設備、発電所（外部委託承認制度によるもの）、ばい煙発生施設の変更等の手続きおよび電気保安法人・電気管理技術者に関すること

自家用係

[bzl-kanto-den-an-jikayo★meti.go.jp](mailto:bzl-kanto-den-an-jikayo@meti.go.jp)

※メールアドレスの★を@に変換してお送りください。

メールには、以下の①～⑤の内容を必ず記載してください。

- ①相談内容 ②設置者名 ③事業場名 ④事業場所在地（関東管内の事業場であることをご確認ください） ⑤連絡先（氏名及び電話番号）

- 発電所（外部委託承認制度によるものを除く）、非常用予備発電装置の設置工事、移動用電気工作物に関する手続き、ボイラー・タービン主任技術者及びダム・水路主任技術者免状交付申請に関すること

発電係

[bzl-kanto-den-an-hatsuden★meti.go.jp](mailto:bzl-kanto-den-an-hatsuden@meti.go.jp)

- 電気主任技術者免状交付申請、電気工事士法関係のお問合せ

技術係

[bzl-kanto-den-an-gijutsu★meti.go.jp](mailto:bzl-kanto-den-an-gijutsu@meti.go.jp)

相談方法について②

● 注意事項

- ご相談の前に、当部ホームページ内の「自家用電気工作物に関する手続きの方法」をご確認いただくか、**主任技術者**、保安規程に定める**総括管理者**にご相談ください。
- それでもなお不明な点がある場合には、**主任技術者**または**総括管理者**からメールをお送りください。なお、添付ファイルがある場合には、当省のメール受信最大容量 **8 MB以下**としてください。
- 手続書類の事前確認依頼は対応いたしかねます。（保安ネットで不備補正対応が可能）
- 回答は、電話またはメールで行います。（回答方法は選択できません）
- 順番に対応しますので回答に時間が掛かる場合があります。

相談方法について③

● 電話による相談について

- ご相談は原則として電子メールにてお願いいたします。
- 主任技術者または総括管理者からお電話ください。
- ウェブサイトをご案内することがありますので、当部のウェブサイト閲覧できる環境でお電話をお願いします。
- 電話による相談の場合、一般論の回答になります。（具体的な回答が必要な場合は電子メールにてご相談ください。）

| | |
|------|--|
| 受付時間 | 午前：9:30～12:00 午後：13:00～16:30 |
| 自家用係 | 048-600-0388 お電話の前に必ず こちら をご確認ください。 |
| 発電係 | 048-600-0391 |
| 技術係 | 048-600-0387 |